

福島第一原子力発電所の事故を受けて、複数の事故調査委員会が発足しました。ここでは、政府、国会、民間、東京電力による4つの事故調査報告書を取り上げ、それぞれの観点をまとめています。

事故調査委員会ごとに構成や調査方針、検証方法などに特色があり、それぞれの論点、提言などにおいて相違がみられるところもあります。

各事故調の概要

	政府	国会	民間	東電
名称	東京電力 福島原子力発電所における 事故調査・検証委員会	東京電力 福島原子力発電所 事故調査委員会	福島原発事故 独立検証委員会	福島原子力事故 調査委員会
構成	委員長・畑村洋太郎 (東京大学名誉教授) 委員9名	委員長・黒川清 (元日本学術会議会長) 委員9名	委員長・北澤宏一 (前科学技術振興機構理事長) 委員5名	委員長・山崎雅男 (代表取締役副社長(当時)) 委員7名
調査	[ヒアリング] 政治家、東電関係者ら772人 [その他] 発電所の視察、首長からの意見聴取など	[ヒアリング] 菅直人元首相ら政治家、東電関係者延べ1167人 [その他] 発電所視察、被災住民や発電所作業員へのアンケートなど	[ヒアリング] 政治家ら約300人 東電関係者には実施せず	[ヒアリング] 役員・社員延べ約600人
委員会特徴	政府設置だが、従来の原子力行政から独立した立場の委員会	日本の憲政史上初となる国会に設置された調査機関	政府や企業から独立した市民の立場で調査・分析を実施	社外有識者で構成する「原子力安全・品質保証会議事故調査検証委員会」の意見も聞き調査・検証を実施
分析・提言など	事故原因、政府や東電の初動対応、過去の法規制を中心に検証 再発防止と被害軽減のための25項目を提言	事故検証、政府や東電の初動対応、法規制を中心に検証 国会による規制機関の監視など7項目を提言	事故の歴史的、構造的要因や官邸の現場介入を分析 技術的検証は少ない 個々の検証ごとに、その解決策を提示	事前の備え、初動対応のほか、詳細なプラントデータをもとに事故原因を解析 津波対策を中心に具体的な対策を提案
公表日	中間:2011年12月26日 最終:2012年 7月23日	2012年7月5日	2012年2月27日	中間:2011年12月2日 最終:2012年6月20日

(以下より作成)

国立国会図書館 調査と情報 第756号「福島第一原発事故と4つの事故調査委員会」

日本電気協会発行「東京電力・福島第一原子力発電所 ここがポイント 事故調査報告書」

各事故調報告書

政府、民間、東電が津波を事故の直接的原因とする一方、国会事故調は事故原因を津波に限定することに疑念を呈しています。

また、事故の根源的原因・背景については、各事故調とも規制当局と東電の双方に不備があり、特に津波想定やシビアアクシデント(過酷事故)対策、複合災害対策に問題があったとしています。

●各事故調の見解①(事故の原因)●

	政府	国会	民間	東電
事故の直接的原因	<p>【損傷が地震によるとは認められない】</p> <p>「重要機能を喪失する損傷は地震によるとは認められず、津波の影響により全交流電源・直流電源を喪失し、冷却機能を失ったこと」</p>	<p>【地震による損傷がないとはいえない】</p> <p>「事故の主因を津波のみに限定することには疑義がある。地震による損傷はないと確定的にいえないことから、第三者による継続的な検証を期待」</p>	<p>【地震による破損は考えがたい】</p> <p>「直接の事故の原因は、津波に対する対策が不十分で、電源喪失による多数の機器の故障が発生したことに尽きる」</p>	<p>【地震直後は安全機能を保持】</p> <p>「パラメータなどの地震応答解析では、安全上重要な機能を有する主要な設備に地震による損傷は確認されていない」</p> <p>「直接的な原因は、津波襲来によって全ての冷却手段を失ったこと」</p>
事故の根源的原因・背景	<p>【事前の対策が不十分】</p> <p>「電力事業者も国も、炉心溶融のような深刻なシビアアクシデントは起こり得ないという安全神話にとらわれていた」</p> <p>「津波対策やシビアアクシデント対策が不十分で、大規模な複合災害(地震・津波と原発事故が同時に発生)への備えに不備があり、大量の放射性物質が発電所外へ放出されることを想定した防災対策がとられていなかった」</p>	<p>【自然災害ではなく「人災」】</p> <p>「規制当局と事業者である東電の逆転関係により、必要な規制や安全対策が先送りされ、地震にも津波にも耐えられる保証がない脆弱な状態で原子力発電所は東日本大震災を迎えたと推定される」</p> <p>「これが事故の根源的原因であり、今回の事故は自然災害ではなく、明らかに人災」</p>	<p>【東電の組織的な怠慢に原因】</p> <p>「1号機の非常用復水器(IC)運転などにおけるヒューマンエラーが、この事故が「人災」の性格を色濃く帯びていることを強く示唆している」</p> <p>「人災は、東電が全電源喪失過酷事故に対して備えを組織的に怠ってきたことの結果であり、それを許容した規制当局にも責任がある」</p>	<p>【津波の想定、備えが不十分】</p> <p>「津波想定に甘さがあり、津波に対抗する備えが不十分であったことが事故の根源的原因」</p> <p>「原子力関係者全体が、安全確保のベースとなる想定事象を大幅に上回る事象を想定できず、また、原子力災害に対する備えの想定も甘く、対応においては現場実態を想像できず実践的な考えが十分でなかった」</p>

(以下より作成)

国立国会図書館 調査と情報 第756号「福島第一原発事故と4つの事故調査委員会」

日本電気協会発行「東京電力・福島第一原子力発電所 ここがポイント 事故調査報告書」

各事故調報告書

各事故調とも、発電所内での事故対応の問題や、官邸の介入による弊害、住民避難に混乱があったことは共通で指摘しています。しかし、非常用冷却装置の操作などの事故対応、東電全面撤退問題、避難指示におけるSPEEDIの扱いについては見解に相違がみられます。

各事故調の見解②(事故対応)

	政府	国会	民間	東電
発電所内での事故対応	<p>[1～3号機全ての対応に不手際]</p> <p>「1号機の非常用復水器(IC)の作動状況の誤認や、2号機で代替冷却手段の準備を進めなかったこと、3号機の注水系を代替冷却手段を確保せず停止したことなどが問題点」</p>	<p>[シビアアクシデントへの備えが怠慢]</p> <p>「1号機の非常用復水器(IC)の手動停止は、配管漏えいの有無を確認するための合理的な判断。シビアアクシデントへの対応手順や必要資材の整備、訓練などを怠った組織的な問題」</p>	<p>[1号機ICの作動状況誤認が大きな問題]</p> <p>「1号機の非常用復水器(IC)が作動していると誤認し、原子炉への代替注水や格納容器のベントが速やかに行われなかった。この誤認が1号機の事態を決定的に悪化させた」</p>	<p>[その時々に応じて懸命に対応]</p> <p>「1号機の海水注水やベント操作をためらったことはない。停電中、非常用復水器(IC)の作動状況の把握は困難だった。3号機ではプラント状態を踏まえ高圧系から低圧系の注水へ切り替えた」</p>
官邸の介入	<p>[現場の混乱など弊害が大きかった]</p> <p>「首相の現場介入は現場を混乱させ、重要判断の機会を失う、あるいは判断を誤ることにもつながりかねず、弊害が大きい」</p>	<p>[混乱を招いた]</p> <p>「指揮命令系統や現場を混乱させた。東電内への対策統合本部の設置は、東電の当事者意識・自主性の喪失や、情報源の偏りによる判断のリスクが生じた可能性がある」</p>	<p>[一定の効果もあった]</p> <p>「撤退拒否と対策統合本部の設置、アクシデント・マネジメントは、一定の効果があった。ベント指示や注水関係の要請などは有効性がない、あるいは無用の混乱などを招いた」</p>	<p>[無用の混乱を助長させた]</p> <p>「現場実態からかけ離れた具体的な要求が官邸の政府首脳等から直接・間接になされ、緊急事態対応の中で無用の混乱を助長させた」</p>
東電全面撤退問題	<p>[断定はできない]</p> <p>「疑いはあるが断定できず、一部撤退を考えていた可能性も否定できない」</p>	<p>[官邸の誤解]</p> <p>「菅総理が全面撤退を阻止したという事実は認められない」</p>	<p>[一部撤退の根拠はない]</p> <p>「一部撤退とする東電の主張を支える十分な根拠があるとは言い難い。撤退阻止は菅首相の功績」</p>	<p>[意図したことはない]</p> <p>「事故対応に必要な人間が残ることは大前提。全面撤退を意図したことはない」</p>
住民避難	<p>[住民が振り回された]</p> <p>「避難先や避難方法の指示もなく、きめ細やかさに欠けた避難指示が次々と拡大。事故の全体状況を正確に把握できない状況ではあったが、住民が振り回される結果となった」</p>	<p>[住民に大きな負担を与えた]</p> <p>「着の身着のままの避難、複数回の避難、高線量地域への避難など、住民に大きな負担を与えた。また、自主避難は、国民の生命、身体の安全の確保という国家の責務の放棄」</p>	<p>[放射線被ばくを予防した点は評価]</p> <p>「事故発生後24時間以内に、避難区域を4回広げたことは、支援や情報が不十分な点もあったが、多くの住民の放射線被ばくを予防しえた点を評価できる」</p>	
SPEEDI※	<p>[活用の余地があった]</p> <p>「汚染の相対的な状況を手掛かりに、避難のタイミングや方向を適切に判断できる可能性はあった」</p>	<p>[活用は困難であった]</p> <p>「放射性物質の放出源情報なしでは、避難区域設定の根拠にできる正確性はなかった」</p>	<p>[一定の判断材料に]</p> <p>「予測結果が官邸トッピン上がっていれば避難指示の一定の判断材料となった可能性がある」</p>	

(以下より作成)

国立国会図書館 調査と情報 第756号「福島第一原発事故と4つの事故調査委員会」
 日本電気協会発行「東京電力・福島第一原子力発電所 ここがポイント 事故調査報告書」
 各事故調報告書

※SPEEDI:緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム

Copyright© 2012 日本原子力文化財団
 東京電力(株)・福島第一原子力発電所事故サイト
<http://www.jaero.or.jp/data/02topic/fukushima/>

各事故調の提言など

各事故調とも、放射線量が高いため、格納容器内の調査は実施していません。事故の教訓を生かすためにも、さらなる事故の検証、分析が今後の課題です。

今回の事故を踏まえ、各事故調が再発防止と具体的な問題解決についての提言を行っています。政府は、再発防止と被害軽減のための7項目25の提言、国会は規制機関の監視など7項目の提言、民間は個々の検証ごとに解決策を提示したほか、東電は津波対策を中心に具体的な対策を提案しています。

●政府事故調(7項目25の提言)



- ①安全対策・防災対策の基本的視点への新しい知見の導入など
- ②原子力発電所の安全対策の構築
- ③原子力災害に対応する態勢の再構築
- ④被害の防止・軽減策の実施
- ⑤IAEA基準などとの国際的調和
- ⑥関係機関の在り方
- ⑦継続的な原因解明・被害調査の実施

●国会事故調(7つの提言)



- ①規制当局に対する国会の監視
- ②政府の危機管理体制の見直し
- ③被災住民に対する政府の対応
- ④電気事業者の監視
- ⑤新しい規制組織の要件
- ⑥原子力法規制の見直し
- ⑦独立調査委員会の活用

●民間事故調(解決策)



- ①独立性と専門性のある安全規制機関の設置
- ②アメリカの連邦緊急事態管理庁(FEMA)に匹敵するような過酷な災害・事故に対する本格的実行部隊の設置
- ③首相に適切な助言を行う独立した科学技術評価機関(機能)の創設

●東電事故調(具体的な対策)



【設備面】

徹底した津波対策、電源喪失を前提とした炉心損傷防止機能の確保、炉心損傷後の影響緩和策など

【運用面】

- ①緊急時対応態勢の確立
- ②事故情報の伝達・共有手段の改善、迅速かつ正確な情報公開
- ③資機材輸送に関する取り決め
- ④放射線管理教育の強化、内部被ばく評価方法の整備

【国などに対して】

- ①津波などの外的事象の基準策定と国による審査の実施
- ②国が保有する津波データの利用

(以下より作成)

国立国会図書館 調査と情報 第756号「福島第一原発事故と4つの事故調査委員会」
 日本電気協会発行「東京電力・福島第一原子力発電所 ここがポイント 事故調査報告書」
 各事故調報告書

Copyright© 2012 日本原子力文化財団
 東京電力(株)・福島第一原子力発電所事故サイト
<http://www.jaero.or.jp/data/02topic/fukushima/>